

議 長 会議を再開いたします。 (午後 1時00分)  
続いて、圓山議員の一般質問を行います。3番圓山議員。

3番 圓山議員 3番圓山でございます。お昼休憩からの1番目でございます。皆様の集中力が切れる時間帯であるかも知れませんが、どうぞよろしくお願い致します。さっそくですが、2つの質問事項について通告に入ります。

まず、1つ目、町民の皆様にはとても身近な問題であります、「防災やくらしの安心安全に対する町道維持管理について」です。

町民のくらしに密着した安心・安全な町道として、また見た目からも景観の良さを与えるためには、道路を適切に維持管理する必要があります。しかし現状では厳しい財務状況などにより、道路管理などがなかなか難しい状況にあるとは認識しているところですが、老朽化の進んだ道路が結構見受けられます。そこで、道路管理者としての町民の生活や命を守るという観点から以下の点についてお伺い致します。1、道路パトロールの実施状況について。2、まち全体の道路損傷や異状などの現状把握及びそれぞれの対応について。3、どうしても我が町内では山間部を通る道なので、支障木が発生しやすくなっております。なので陰伐りや支障木の道路管理状況について、を問うものです。

2つ目、県の指定文化財である丸山城跡の環境問題について、です。川本町では平成4年から平成8年度に調査した成果を元に、平成27年度丸山城跡を、島根県指定文化財として指定されるよう取り組みを行い、平成28年4月1日に指定となりました。地域のシンボルとなっている円山の頂上からの眺めも良く「わんぱくの森公園」も整備され自然観察やハイキングなど憩いの場として多くの方に利用されています。つい先日も小学生達がマイクロバスで円山へ登っていくのを見掛けました。ところが、頂上では夜景に使用されていたイルミネーションの櫓が以前からそのまま放置されていたり、木造づくりである遊具や東屋も朽ちてきており、かなり危険な状態であります。元々遊具は、安全性への配慮が施されているものであります。このままの状況であれば、安全への配慮と維持管理の不徹底が原因の事故も発生する恐れがあると思われませんが、そののところ、所有者である町としての文化財として保護しながら、観光に繋げていくための見解をお伺い致します。以上でございます。

議 長 それでは、圓山議員の「防災やくらしの安心安全に対する町道維持管理について」に対する、答弁をお願い致します。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 圓山議員のご質問の内、「防災やくらしの安心安全に対する町道維持管理について」の1項目め、「道路パトロールの実施状況について」お答え致します。

番外伊藤地  
域整備課長

本町による道路パトロールは、道路法第42条による「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」との規定を根拠に行っております。また、平成25年の道路法改正に伴い、道路法施行令第35条の2第1項に「道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。」が定められ、道路パトロールが法律上の義務として明示されております。

総延長157キロにわたります町道の全ての路線を、常時網羅することは困難なことから、担当課によるパトロールに加え、職員の通勤時のパトロール、また、締結させていただいている包括協定により、郵便局にもご協力をいただき、例えば、配達時に異常があった場合などに通報をいただいております。また、異常を発見した際のドライバー等からの通報手段として運用されている、島根県によります「道と川の相談ダイヤル」や「パトレポしまね」により、本町所管の道路につきましても、担当課の方へ連絡が入るよう連携をさせていただいております。

こうしたあらゆる手法を束ねた取り組みにより、交通に支障を及ぼす道路の損傷や変状などの異常の発見に努めるとともに、発見した異常箇所については、職員が現地確認を行い、速やかに必要な対策を行ってまいります。

々 続きまして、2項目め、「まち全体の道路損傷・異常などの現状把握と各々の対応について」お答え致します。

日本における道路は、高度経済成長期に集中的に整備されたという状況下において、平成24年に、中央自動車道の笹子トンネルで天井板落下事故が発生したことに起因して、道路メンテナンスに対する取り組みが、喫緊の課題とされることとなりました。

こうした背景から、平成25年の道路法改正により、国による基準が定められ、橋梁・トンネル・大型標識について、5年に1度、点検するよう義務化されました。これに伴い、本町におきましても、平成26年度から、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを実施し、長寿命化への取り組みを行っております。また、橋梁以外の道路施設につきましても、パトロールや各自治会からの要望により、緊急度が高い箇所につきましても早急に対策を実施し、それ以外の箇所につきましても、修繕箇所へのリストアップを行い、年次計画により対応をしております。

々 続きまして、3項目め、「陰伐りや支障木の道路管理状況について」お答え致します。

道路の陰切りや支障木の伐採についてですが、道路上に張り出し、通行の妨げとなっている樹木等については、パトロール時や通報により、現地確認

番外伊藤地域整備課長 行っております。その際、町の所有地から道路上に張り出している樹木の場合、速やかに伐採を行うこととしておりますが、私有地から張り出している樹木の場合には、土地の所有者に所有権があることが民法で定められており、原則、緊急時を除き、町の方で伐採などは出来ないため、所有者にて伐採していただくこととなります。

通行の妨げとなっている樹木については、通行車両等の支障となるだけではなく、事故に繋がる恐れもあることから、私有地から伸びた木の枝払いや伐採については、今後も所有者においてご協力いただき、適正な管理を行っていきたいと考えております。

議長 ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。3番圓山議員。

3番圓山議員 パトロール状況とか町全体と言いますか、公共団体、いろいろご協力をいただいて、道路管理にあたっていただいているんだなという事は良く分かりまして、ちょっとそれに関連してなんですけれども、関連してるのかな、以前ですね、私が隣の市へ通っている時に三原からの桜江へ抜ける道路において、しばらく通っていた時期がありまして、そのところにおいてイノシシの通り道による石ころによってパンクした事があるんです。それで、江津市なんですけれども、そこへ問い合わせしましたら、それぞれの山の所有者にも責任があるように市の責任逃れを言われていたみたいで、そういう事があったわけなんですけれども、ケースバイケースでしようですけれども、川本町においてもそのような考えがお有りなんだろうかなと思って、ちょっと質問させてもらったんですけれども。

議長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 先ほどのご質問は多分、落石とかによる（「はい」の声）パンクとかという事で宜しいでしょうか。基本的に落石につきましては、山の所有者の物という定義がなかなかございまして、基本的には道路の方が必ず後に出来ていますので、山は元々あったところに道路を作ったというふうな解釈でありますので、基本的には町の方での賠償になるのかなというふうに考えております。先ほどの支障木につきましては、基本的には山の所有者の方になるかと思っておりますので、ちょっとそこは棲み分けをして木の方は所有者の方、落石については事故が無い事が一番なんですけれども、有った場合には町の方で対応をさせていただくというふうになっております。

議長 再質問がありますか。3番圓山議員。

3番圓山議員 これも全般的なもので関連した質問なんですけれども、夏場にはですね、全ての自治会ではないんですけども大まかに自治会が町道の除草作業を請け

3番  
圓山議員

ているんですけれども、以前では家の前の道路ぐらいはそれぞれ各自で除草していたので、刈る面積もさほど重荷にはならなかったんです。ところがですね、今では空き家も多くなりそれに伴って自治会員も減少傾向にあって、1人あたりの稼働負担も多くなり、時間も下手をすると半日ぐらい掛かってしまうような状況です。この事は偶々、私が関わっている地域の近況ですけれども、このような地域がぼつりぼつり出てくるのではないかと危ぶまれる状況にあるんですけれども、その事についてどのようにお考えでしょうか。

議 長

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長

道路につきましての除草につきましてはですね、各自治会の皆様にご協力いただいているんですけれども、全ての自治会の皆様がちょっといろんな自治会内での事情がございまして、ちょっと対応が出来ない場合もあるかと思えます。それらにつきましては基本的には今度は町の方で、工事の方で除草の方を出さないといけません。どう言いますか、そういった自治会がですね、年々増加している状況にはございます。そういった工事費で出すというところでありまして、本来しなくてはいけない道路の修繕でありますとか、そういった面の予算が維持管理の方にどんどん削られていきますので、ちょっとバランス的にも今、概ね3分の1が除草の方になってきておりますので、これは自治会の皆様のご協力によるんですけれども、出来れば自治会の皆様にですね、ご協力いただいて、町道の除草にですね、ご協力いただければというふうに考えております。

議 長

再質問がありますか。3番圓山議員。

3番  
圓山議員

これにまた関してですが、安心安全な子ども通学路は確保出来ているのでしょうか。また緊急車両等が滞りなく進入出来るのか等の要点をチェックして、地域の安全確保の取り組みに集中的に支援していただきたいと思うんですけれども。それとですね、把握されている中で予算計上が確認出来てからこれに取り掛かっていただける間なんですけれども、例えばですね、今年度はコロナの関係とかいろいろあってですけれども、今から冬期に入りますので、雪でも降ってしまえばまだ道路整備の出来ていない箇所や支障木も可成り危険な箇所となりますけれども、どうか道路の管理瑕疵を招く恐れのある箇所は早めに対処していただきたいと要望をします。それに関してどのようなご意見をお持ちでしょうか。お考えをお持ちでしょうか。

議 長

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長

まず一点目の通学路に対してのお尋ねがございましたけれども、通学路につきましては毎年ですね、通学路の点検まいねんの方を学校とあと道路の関係機関、

番外伊藤地域整備課長 あと教育課と合わせて毎年やっております。そこにつきまして通学路で危険な箇所が洗い出されますので、それはいっぺんにはちょっと対応策が無理でございますので、これにつきまして年次計画を立てて、対策の方を毎年、進めておるといような状況でございます。それから緊急時における緊急車輛等のお話ございました。基本的には緊急車両は全ての道路において通行が出来るというふうになっておりますし、今、川本の消防団の車に対してもですね、小さい箱型のタイプの消防車輛になっておりますので、基本的には道が若干狭いようなところでも対応は可能かなというふうに思っております。あとが・・・

3番 圓山議員 今から雪でも降ってしまえば、路肩がちょっと崩れた所とか、今から工事をさせていただこうと思う所の箇所が、危ぶまれるんじゃないかなと思うんですけども、そういうちょっと今の時期になってしまったというのもちょっと問題かと思うんですけども、そういう所もやはり冬期になる前にやっていたのが通常のあれじゃない、整備になるんじゃないかなと思うんですけども、そのところはどうか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 全ての緊急的に対策を行わなければならないところにつきましては、鋭意努力をして対応策を施している状況ではありますけれども、どうしても全町的にたくさんある場合はですね、いちどに出来ない場合もございます。そういった箇所につきましては、安全確保を図るために、もしかしたら通行止めをしなければならないでしょうし。そこが崩れているという場合であれば、何某かの防護柵なりで注意喚起を行うというような事で、現状は対応策をしているというふうな状況でございます。

議 長 再質問がありますか。3番圓山議員。

3番 圓山議員 この問題は私たちが生きていく限りですね、必要不可欠で半永久的に続いていく問題でもあります。忘れてはいけない事でもありますので、常に目を光らせていただきたいと思います。これで質問終わります。

議 長 答弁はよろしいですか。  
（「はい」の声あり）

々 以上で、「防災やくらしの安心安全に対する町道維持管理について」の質問を終了致します。

々 次に、2項目めの「県の指定文化財である丸山城跡の環境問題について」

議 長 に対する、答弁をお願い致します。番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長

圓山議員のご質問のうち、「県の指定文化財である丸山城跡の環境問題について」お答えします。平成28年4月に県指定史跡となった丸山城跡のある円山には、平成2年度から3年度にかけて頂上付近に設置された森林浴公園と、平成10年度に中腹部に完成したわんぱくの森公園がございます。

わんぱくの森公園につきましては、利用者の減少や維持管理が十分にできないことなどから平成23年度に休園となり、敷地内に設置されていた遊具は撤去されておりますが、山頂部の木製遊具や、鉄柱でできた“やぐら”は、当時のままとなっております。このあたりは文化財の指定範囲でもありまして、県指定文化財となる際の現地確認において、県文化財課からは「史跡の管理とは関係のないこのような施設については、撤去されることが望ましい」という指導を受けた経緯がございます。遊具の現物は、老朽化してはおりますが、造りがしっかりしたものでもあり、撤去にかかる費用の面からも早急な対応ということには至っていない現状でございます。遊具の安全性につきましては、圓山議員ご指摘のとおり懸念されるところでございますので、使用禁止の表示をするなど、しかるべき対応を早急にとることとした上で、撤去の時期や方法については今後検討してまいります。また、鉄柱のやぐらは、地元の有志の方が地域活性化を目的として任意で設置されたものでございまして、撤去にあたっては設置者や県との協議が必要となるものでございます。丸山城跡は、文化財としての価値だけでなく、有益な観光資源でもあると認識しておりますので、関係各所と調整を図りながら、環境保全と安全性の面からも適切な管理を行ってまいります。

議 長

ただいまの答弁に対して、再質問がありますか。3番圓山議員。

3番  
圓山議員

そういう良い方向に向けてのお答えをありがとうございました。今、私が申した不具合になった遊具などを撤去するという要望だけでは、わんぱくの森公園という名称の看板がそぐわなくなり、とても寂しい限りでもあります。まだ他にもわんぱくの森公園側からの登り段の整備や、イノシシが荒らしている頂上途中の路肩の大きい岩の散在や、使用停止となっているトイレの開始など、女性の方だけに限らず、より多くの皆様に更に利用してもらえるために充実した公園にしていきたいと思っております。町の財源状況の厳しさが増していくばかりで、なかなか打開策は見つかりませんが、何とか財源確保に力を注いでいただき、現状から打破出来て、町の特色ある公園になるきっかけになれば良いのではないのでしょうか。更に公園の維持管理に関しては、例えば遊具の簡単な修繕活動や除草、ゴミ拾いの美化活動など行政と協働を進める上で望ましい組織団体があれば、より理想に思います。それには自治会などの地域組織やボランティア団体などの活動組織が増えていく事が望ましく思われます。今現在、環境保全活動が定着してきている団体が1

3番  
圓山議員 つあります。メンバーも年々高齢化してきており、本当に貴重な存在であると私は認識しております。このような現状をどう捉え、更に今後の方向性についてお伺い致します。

議 長 番外宇山教育長。

番外  
宇山教育長 円山の利活用につきましては、先日も県の文化財の担当の方とお話をしまして、今後、円山だけでなく県の文化財を全体を通して活用を考えていこうという話をしております。が、しかし今現状、例えばイノシシが掘っているとか崩れているところがあるとか、そういうところがありますとやはり安心して来ていただく事は出来ないと考えております。今後はその辺のところをきっちり把握しながら会談？会合？をしていきたいというふうに考えております。また組織の丸山城の方で除草や木の伐採などをしていただいている団体には、たいへん献身的に努力していただいております。町の方としても資金面でお金の方でいろいろ協力させていただきただけではありますが、いろんな意味で今後の活動について協議をさせていただいて、これが長く続けていただけるような方向性をもっていきたいというふうに考えおります。県指定でもありますし、町の財産でもありますので、今後しっかりと管理運営をしていきたいと考えております。

議 長 再質問がありますか。3番圓山議員。

3番  
圓山議員 喫緊の課題は今コロナ禍の中での重ねての対策や、経済回復の問題が重要視されている中ではありますが、私が今いろいろ申しました事が、ただちに解決できるとは難しいとは思いますが、このコロナ禍の中での意識の変化により、こういう自然公園が求められている事は確かです。これからも文化財として保護しながら観光に繋げていけるよう、より一層の支援・応援を期待して終わりとさせていただきます。よろしくお祈りします。

議 長 答弁よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
はい。

々 以上で、2項目めの「県の指定文化財である丸山城跡の環境問題について」の質問を終了いたします。

々 これをもちまして、圓山議員の一般質問を終了いたします。